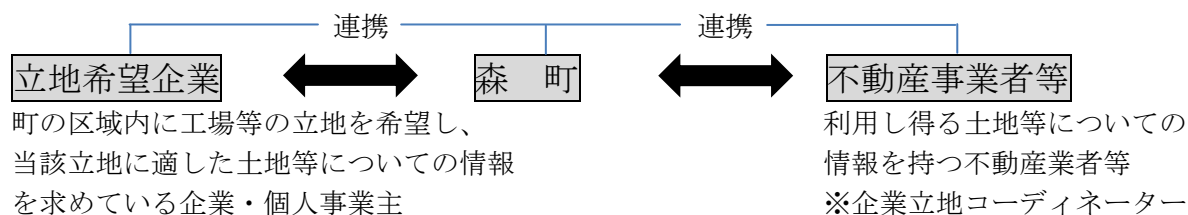


森町企業立地マッチング促進事業の流れ



【第1段階】

立地希望企業

森町事業用地等情報提供申請書

※情報とは…工場等を立地するための土地等の売買及び賃貸借に係る情報

森町

森町事業用地等情報提供依頼書

企業立地コーディネーター

※企業立地コーディネーターとは…本事業の趣旨を理解し、企業立地コーディネーターとして登録申請したもの（主には不動産業者が該当）
登録有効期間：登録決定日から3年間（再登録可）

【第2段階】

企業立地コーディネーター

森町事業用地等情報提供書

※情報提供（事業用地等の売却又は賃貸借を予定しているものと媒介契約を結んでいること）

森町

森町事業用地等概要通知書

※情報が得られない場合は、森町事業用地等情報不適合通知書

立地希望企業＝情報受領企業

※概要通知書を受けた企業

【第3段階】 ※情報受領企業は物件に関心がある場合、企業立地コーディネーターへ連絡する。以降、情報受領企業と企業立地コーディネーターとの間の具体的な調整について町は関与しない。

※連絡調整に町は関与しない

情報受領企業

企業立地コーディネーター

※連絡調整の状況を報告

森町連絡調整状況報告書

森町

情報受領企業が情報提供を受けた物件の売買契約を締結し、及び所有権を移転したとき、又は、賃貸借契約を締結したとき実績報告書を提出する。

森町企業立地コーディネーター実績報告書